

「協同組合福岡情報ビジネス プラス安心サービス規定」  
(NBCC見舞金給付規定)

(目的)

第1条 本規定は、協同組合 福岡情報ビジネス（以下「甲」といいます。）が、組合員（以下「乙」といいます。）およびその使用人その他の従事者（以下「丙」といいます。）を対象に運営する見舞金給付制度の取扱いについて定めます。

(用語の定義)

第2条 本規定において、次に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによります。

(1) ETCカード

乙が契約者となるETCシステムを利用するためのICカードで、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます。）またはクレジットカード会社のいずれかが発行するもの

(2) 利用登録車両

乙が甲を通じ、三会社またはクレジットカード会社に対して、セットアップしたETC車載器の車載器管理番号の届出を行なっている車両

(3) ETC車載器

ETCカードを挿入し高速道路料金所に設置されたアンテナ（装置）と料金支払いに必要な情報を無線通信するために利用登録車両に取り付けられた機器

(4) 高速道路

ETCカードが利用できる道路であって、インターチェンジを含み、サービスエリアおよびパーキングエリアを含みません。

(5) インターチェンジ

高速道路と一般道路の出入口として設置され、これら道路が交差または接近する箇所において、相互を連結する道（施設）をいいます。

(6) サービスエリア

高速道路施設のうち、駐車場・園地・公園・公衆便所・無料休憩所や食堂および給油所、売店などを設備している休憩施設をいいます。

(7) パーキングエリア

高速道路施設のうち、駐車場・園地・公衆便所および売店などの施設を備えた休憩施設をいいます。

(8) 補償期間

乙のご加入月より解約のお申し出があった月までとします。但し、プラス安心サービス料金が未納の場合は、補償期間とはなりません。

(見舞金を給付する場合)

第3条 甲は、補償期間中、日本国内において乙または丙に次の各号に掲げる事故が生じた場合に、第5条（見舞金の給付）に従い、見舞金を給付します。

(1) ETCカードの利用登録車両を運転中の交通事故を直接の結果とする死亡。ただし、その交通事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に限ります。

(2) 高速道路におけるETCカードの利用登録車両運転中の交通事故。

2 甲は、補償期間中、日本国内において乙に次の各号に掲げる損害が生じた場合に、第5条（見舞金の給付）に従い、見舞金を給付します。

(1) ETCカードの利用登録車両に搭載されているETC車載器の盗難による盗取、破損の損害。

(2) ETCカードが盗取、詐欺もしくは横領（以下「盗難」といいます。）され、または紛失し、かつ、補償期間中に他人に不正使用されたことによる損害。ただし、ETCカードが盗難にあいまたは紛失した旨の通知をカード発行者である三会社またはクレジットカード会社に対して行なった日（以下「通知日」といいます。）の前日以降、通知日の10日後までの11日間に行なわれた不正使用による損害に限ります。

(見舞金を給付しない事由)

第4条 甲は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた第3条(見舞金を給付する場合)の事故または損害が生じた場合には、給付金を支払いません。

(1) 次のいずれかに該当する者の故意

ア. 乙(法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、  
丙またはこれらのものの法定代理人

イ. ア以外の見舞金を請求できる者

(2) 乙または丙の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

(3) 乙または丙が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転が出来ない恐れのある状態で自動車を運転している間に生じた事故

(4) 乙または丙の脳疾患、疾病または心神喪失

(5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動もしくは騒じょうまたは労働争議

(6) 地震・噴火またはこれらによる津波、風災、水災、雪害その他の天災

(7) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下、同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(8) 前(3)号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(9) 第(7)号以外の放射線照射または放射能汚染

2 甲は、第3条(見舞金給付する場合)第2項第(1)号の損害が生じた場合において、前項に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって損害が生じた場合には、給付金を支払いません。

(1) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使

(2) 詐欺または横領

(3) 次のいずれかに該当する盗難事故

ア. 警察に届出のない盗難

イ. ETC車載器が車両から取り外された状態における盗難

ウ. 車両の外部に侵入の痕跡(ガラス、鍵穴、ドア等の損壊をいいます。)のない盗難

エ. 上記ア～ウ以外の不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は、この限りではありません。

オ. 盗難発生後60日以内に覚知することができなかった盗難

3 甲は、第3条(見舞金を給付する場合)第2項第(2)号の損害が生じた場合において、前項に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、給付金を支払いません。

(1) 本見舞金制度の開始する以前に生じていたETCカードの盗難または紛失

(2) 他人に譲渡・貸与または担保差入れされたETCカードの使用

(3) 高速道路の通行以外の使用

(4) ETCカードに記載された交換期限を経過した後に行なわれた使用

(5) ETCカードの利用規約違反

(見舞金の給付)

第5条 第3条(見舞金を給付する場合)に規定する事故または損害が生じた場合に給付する見舞金の種類、見舞金の額および見舞金を請求できる者は別表1によります。

2 甲が給付する各見舞金はそれぞれ、補償対象期間中、利用登録車両1台につき1年間に1回とします。

(見舞金の請求)

第6条 乙または見舞金を受け取るべき者が見舞金の給付を受けようとするときは、事故発生後、遅滞なく、書面をもってこれを甲に通知するとともに、別表2に掲げる書類のうち甲が求めるものを遅延なく提出しなければなりません。

2 見舞金を受け取るべき者が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたとき甲は見舞金を給付しません。

3 第3条(見舞金を給付する場合)に規定する事故または損害が発生した日(第3条第1項第(1)号の事故については死亡した日)より6か月を経過した後になされた見舞金の請求に対しては、甲は見舞金を給付しません。

(他の補償制度との関係)

第7条 本規定による見舞金の給付は、他の補償制度により支払われる見舞金等とは無関係に行うものとします。

(譲渡および質入の禁止)

第8条 乙、丙および見舞金を請求できる者は、本規定に定める地位もしくは権利を譲渡、質入または担保提供などの行為を行うことはできません。

(本規定の変更)

第9条 甲は乙の了承を得ることなく、この規定を変更することがあります。この場合には、補償内容は、変更後の規定によります。

2 変更後の規定については、甲が別途定める場合を除いて、組合員へ表示した時点より、効力を生じるものとします。

(本見舞金給付制度の中止)

第10条 組合員へ事前に通知をした上で、本見舞金給付制度の全部または一部の提供を中止することがあります。

2 甲は、本見舞金給付制度の提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う乙、丙または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

(本見舞金給付制度の運営委託)

第11条 甲は、本見舞金給付制度の運営を全国ビジネスサポート協同組合連合会(以下「NBCC」といいます。)に委託するものとします。

(個人情報の第三者提供)

第12条 甲およびNBCCは、本見舞金給付制度の履行のために必要な範囲において、見舞金給付にあたり知り得た個人情報を第三者に対して提供することがあります。

(準拠)

第13条 本規定に定めのない事態が生じた場合には、信義に反しない限り日本国内の法令に定めるところに従うものとします。

(施行時期)

第14条 本規定に定める見舞金給付制度は甲のご加入日より適用となります。

別表 1

事故または 損害の内容	給付する 見舞金	給付額	見舞金を 請求できる 者
第 3 条第 1 項 第(1)号	運転車死亡 事故見舞金	高速道路以外の場所における交通事故の 場合…20 万円 高速道路における交通事故の場合…40 万円	乙
第 3 条第 1 項 第(2)号	高速道路上 事故見舞金	5 万円 ただし、事故時に E T C 車載器が破損した場合 …上記に加え 2 万円	乙
第 3 条第 2 項 第(1)号	E T C 車載器 盗難見舞金	3 万円	乙
第 3 条第 2 項 第(2)号	E T C カード 不正利用損害 見舞金	損害額 1 万円以上のとき 1 万円 損害額 3 万円以上のとき 3 万円 損害額 5 万円以上のとき 5 万円 損害額 10 万円以上のとき 10 万円	乙

別表 2

必要書類	見舞金の種類			
	運転者死亡 事故見舞金	高速道路 上事故見 舞金	E T C 車 載器盗難 事故見舞 金	E T C カ ード不正 利用損害 見舞金
事故通知書兼見舞金給付請求書	○	○	○	○
E T C コーポレートカード (写)	○	○	○	○
運転免許証 (写)	○	○	-	-
公の機関の事故証明書	○	○	○	○
死亡診断書または死体検案書	○	-	-	-
事故写真・修理見積	-	○	○	-
不正利用された額が確認できる資料	-	-	-	○
運転者が丙であることが確認できる資料	○	○	-	-
上記のほか甲が必要と認める資料 (※)	○	○	○	○

※死亡事故見舞金に関する丙の相続等に関する一切の責任及び見舞金申請等に関する全ての責は乙が負うものとします。

以上